

議案第 28 号

天理市都市公園条例の一部改正について

天理市都市公園条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市都市公園条例の一部を改正する条例

天理市都市公園条例（昭和45年 3 月天理市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 9 条の 2 天理市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（業務の範囲）

第 9 条の 3 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 有料公園施設の利用の許可等に関すること。
- （2） 第17条第 1 項の規定による前号の許可等に係る監督処分に関すること。
- （3） 有料公園施設の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関する  
こと。
- （4） その他有料公園施設の管理に関し委員会が必要と認める業務

第10条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に、「天理市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第11条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第12条を次のように改める。

（利用料金）

第12条 第10条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第13条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に、「使用許可」を「利用の許可」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「本市」を「市若しくは指定管理者」に、「使用許可」を「利用の許可」に改め、同条第3号中「使用開始前」を「利用開始前」に、「使用許可」を「利用の許可」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「市長において」を「指定管理者が」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第16条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第17条第1項中「委員会」を「指定管理者」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

有料公園施設の利用料金

1 天理市立庭球場

有料公園施設の名称	利用単位	利用料金	
天理市立庭球場	コート1面1時間	人工芝	500円
		照明設備	300円

備考

- (1) 1時間未満は、1時間とみなす。
- (2) 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

2 天理市立総合体育館

(1) 施設利用料金

有料公園施設の名称	区分	利用時間		午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:00)	全日 (9:00~21:00)
		天理市立総合体育館	主競技場	全面利用		3,000円	4,200円
部分利用	床面積の2分の1			1,500円	2,100円	3,000円	6,000円
	床面積の3分の1			1,000円	1,400円	2,000円	4,000円
サブ競技場	全面利用		1,000円	1,400円	2,000円	4,000円	
	部分利用		個人利用	100円	150円	200円	/
			個人利用	100円	150円	200円	
トレーニング室	部分利用	個人利用	100円	150円	200円	/	
	選手控室		800円	1,000円	1,200円	2,800円	
	研修室		300円	400円	500円	1,100円	

備考

- (1) 「個人利用」とは、トレーニング器具を用いて利用する場合、卓球の練習で利用する場合その他利用者が1人又は数人であって少面積を利用す

る場合で指定管理者が認めるものをいう。

(2) 市外に住所(団体又は法人にあっては、その事務所)を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(2) 附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	600円	1,500円	ボールを除く。
バレーボール用具	"	200円	500円	ボールを除く。
バドミントン用具	"	200円	500円	ラケット及び羽根を除く。
テニス用具	"	200円	500円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	"	200円	500円	ラケット及び球を除く。
ハンドボール用具	"	200円	500円	ボールを除く。
電光掲示板	"	1,000円	2,500円	
放送設備	"	1,500円	4,000円	
ステージ	"	1,000円	2,000円	
パイプ椅子	1脚	50円		

備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の天理市都市公園条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。